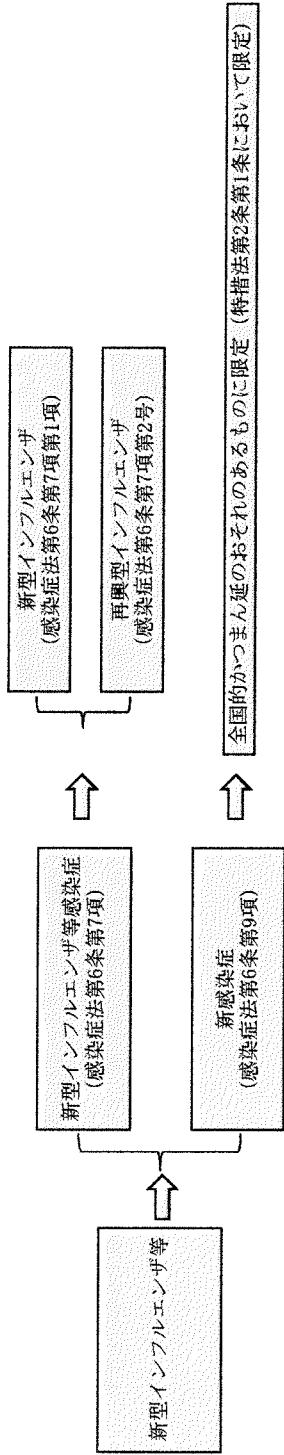


## 花巻市新型インフルエンザ等対策行動計画について

### 1. 行動計画策定の背景

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）は、人類が免疫を持たないため、発生すると急速なまん延のある新型インフルエンザ及び未知の感染症の対策の法的根拠として、平成25年4月13日に施行された。
- ・新型インフルエンザとは、毎年流行するインフルエンザとは異なり、人が免疫を持たない新型ウイルスによる感染が急速・大規模にまん延し、世界的大流行となる恐れがある感染症である。
- ・特措法第8条において、市の行動計画は、県行動計画に基づき市域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成するとなっている。
- ・岩手県新型インフルエンザ等対策行動計画は、平成25年12月に策定されている。



※感染症法：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

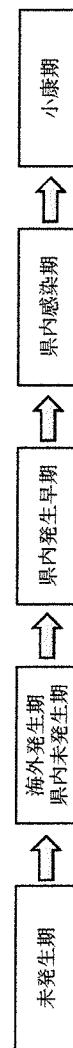
### 2. 行動計画策定の目的

- ・特措法に基づき、病原性が高い新型インフルエンザ等が発生した場合に市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるよう努めるため策定する。

### 3. 行動計画の内容

項目	主な対策
実施体制	<input type="checkbox"/> 対策本部の設置（県内発生または政府が緊急事態宣言をした場合） <input type="checkbox"/> 対策班の設置（海外で発生した場合）
情報提供・共有	<input type="checkbox"/> 国・県等からの情報収集と関係部署間での情報共有 <input type="checkbox"/> 市民への情報提供の実施
予防・まん延防止	<input type="checkbox"/> 基本的な感染対策についての普及・啓発の実施 <input type="checkbox"/> 県が実施する感染拡大防止対策（不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限要請等）への協力
予防接種	<input type="checkbox"/> 対策の実施（新型インフルエンザ等対策実施に係る地方公務員等） <input type="checkbox"/> 住民接種の実施
市民生活及び市民経済の安定の確保	<input type="checkbox"/> 要接種者への生活支援 <input type="checkbox"/> ①避難・火葬の円滑な実施

※特定接種：厚生労働大臣の登録を受けた事業者（医療従事者や指定公共交通機関等である電気・ガス・鉄道事業者等）及び新型インフルエンザ等対策に携わる公務員へのワクチン接種  
住民接種：原則として集団的接種により実施する市民を対象としたワクチン接種



## 【関係法令抜粋】

## ●新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年5月11日 法律第31号)

第1条 この法律は、国民の大部が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、かつ、これにかかった場合の病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他新型インフルエンザ等に関する事項について特別の措置を定めることにより、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)その他新型インフルエンザ等の発生の予防及びまん延の防止に関する法律と相まって、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 新型インフルエンザ等 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。

第6条 政府は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画(以下「政府行動計画」という。)を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、前項の規定により政府行動計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聽かなければならぬ。

第8条 市町村行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を作成するものとする。

2 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

二 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項

イ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供

ロ 住民に対する予防接種の実施その他の住民への適切な方法による提供

ハ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

三 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

四 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する事項(以下「市町村行動計画」といふ。)を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聽かなければならない。

3 市町村長は、市町村行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聽かなければならない。

4 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、都道府県知事に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた市町村行動計画について、必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることを

6 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

7 第6条第5項及び前条第7項の規定は、市町村行動計画の作成について準用する。

8 第3項から前項までの規定は、市町村行動計画の変更について準用する。

## ●感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 最終改正：平成23年12月14日 法律第122号

第6条 第6条 この法律において「新型インフルエンザ等感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

7 この法律において「新型インフルエンザ等感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

- 一 新型インフルエンザ(新たに人から人に伝染する能力を有することとなつたウイルスを病原体とするインフルエンザであつて、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)

二 再興型インフルエンザ(かつて世界的規模で流行したインフルエンザであつてその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであつて、一般に現在の国民の大部が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)

9 この法律において「新感染症」とは、人から人に伝染すると認められる疾病であつて、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病的まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

## 新花巻市環境基本計画について

〈現計画〉

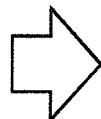
計画期間

平成 20 年度～平成 27 年度

〈新計画〉

計画期間

平成 28 年度～平成 35 年度



- ・花巻市まちづくり総合計画の暮らしにおける環境の保全を推進
- ・花巻市環境基本条例第8条の規定により環境基本計画を策定

### 新花巻市環境基本計画策定の目的

現状の環境問題を踏まえ、今後の花巻市の環境に係る基本的目標や施策を定め、市民・事業者・市が一体となった取組みを行うために策定しようとするもの



### 計画に盛り込む主な内容

- 望ましい環境像
- 環境の保全と創造に関する目標
- 環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な施策の方向
- 計画を実現するための推進体制と進行管理



## 花巻市エネルギービジョンについて

### 背景

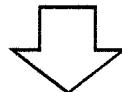
- ・平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、非常時のエネルギーの供給不足などの問題が明らかとなった。
- ・岩手県では平成24年3月に地球温暖化対策実行計画を策定し、再生可能エネルギーの導入促進に向けた具体的な取組を示した。
- ・国の第4次エネルギー基本計画が平成26年4月に決定され、原発事故以来の大きな環境の変化に対応すべく、新たなエネルギー政策の方向性を示している。
- ・エネルギービジョンは、旧花巻市が平成11年3月に策定して以来、合併後においては策定されていない。

### エネルギービジョン策定の目的

地域特性を活かしたエネルギーの導入を検討するとともに、地球環境への配慮と積極的な新エネルギーの普及や省エネルギーの促進に取組み、環境にやさしいまちづくりを推進するために策定しようとするもの

### エネルギービジョンの位置づけ

- ・花巻市まちづくり総合計画の暮らしにおける環境の保全を推進
- ・花巻市環境基本条例第8条の規定により環境基本計画を策定
- ・環境基本計画の具体的な施策にエネルギービジョンを策定



### 計画に盛り込む主な内容

- 新エネルギーの現状と課題
- 新エネルギー賦存量
- 新エネルギーの導入方針と導入目標の設定
- 新エネルギーの導入構想
- 新エネルギー導入の推進体制と進行管理

### 計画期間

平成27年度～平成35年度



## 花巻市汚水処理基本計画の見直しについて

### 【計画の内容】

位置付け …… 花巻市まちづくり総合計画の「暮らし」分野の「生活に必要な基盤が整い、快適に暮らしています」の実現。

基本方針 …… 公共下水道、農業集落排水、浄化槽の3事業を効果的に組み合わせて「速やかに、効率的で、効果的な」整備を進める。

計画期間 …… 平成27年度～平成35年度

達成指標 …… 汚水処理人口普及率 平成28年度 88.3%（中期プランより）

整備方針 …… 経済性・効率性を考慮して、公共下水道、農業集落排水、浄化槽の3事業で整備を行う区域を定める。

- ・公共下水道事業、農業集落排水事業の2事業については、施設の長寿命化の方向を示すとともに、公共下水道事業については、整備区域、整備目標年度を示す。

- ・農業集落排水事業については、公共下水道への接続の検討を行う。

- ・浄化槽事業については、市設置型浄化槽整備と浄化槽設置補助の2つの制度で水洗化を促進する。

### 【見直しの必要性】

① 花巻市まちづくり総合計画の策定により新指標が定まったこと。（中期プランより）

平成28年度末の汚水処理人口普及率 88.3%

② 上記まちづくり総合計画と現汚水処理基本計画の目標指標に差異が生じていることから、整合性を図る必要が生じていること。

原因

- ・花巻市全体の人口の減少が現汚水処理基本計画より加速されており、集合処理区域内人口や水洗化人口などの総合的な見直しが必要となっていること。
- ・整備計画期間の投資計画において、交付金事業の事業費の減額により整備率が鈍化していること。

③ 集合処理計画区域において、浄化槽整備による汚水処理が経済的で効率的な区域について見直しを行う必要が生じていること。

④ 逆に、浄化槽整備区域であるが、集合処理による汚水処理が効率的な区域についての見直しを行う必要が生じていること。

⑤ 施設の老朽化を見据え、「新たに造る」から「賢く使う」ための長寿命化が求められていること。

### 【今回の見直しの内容】

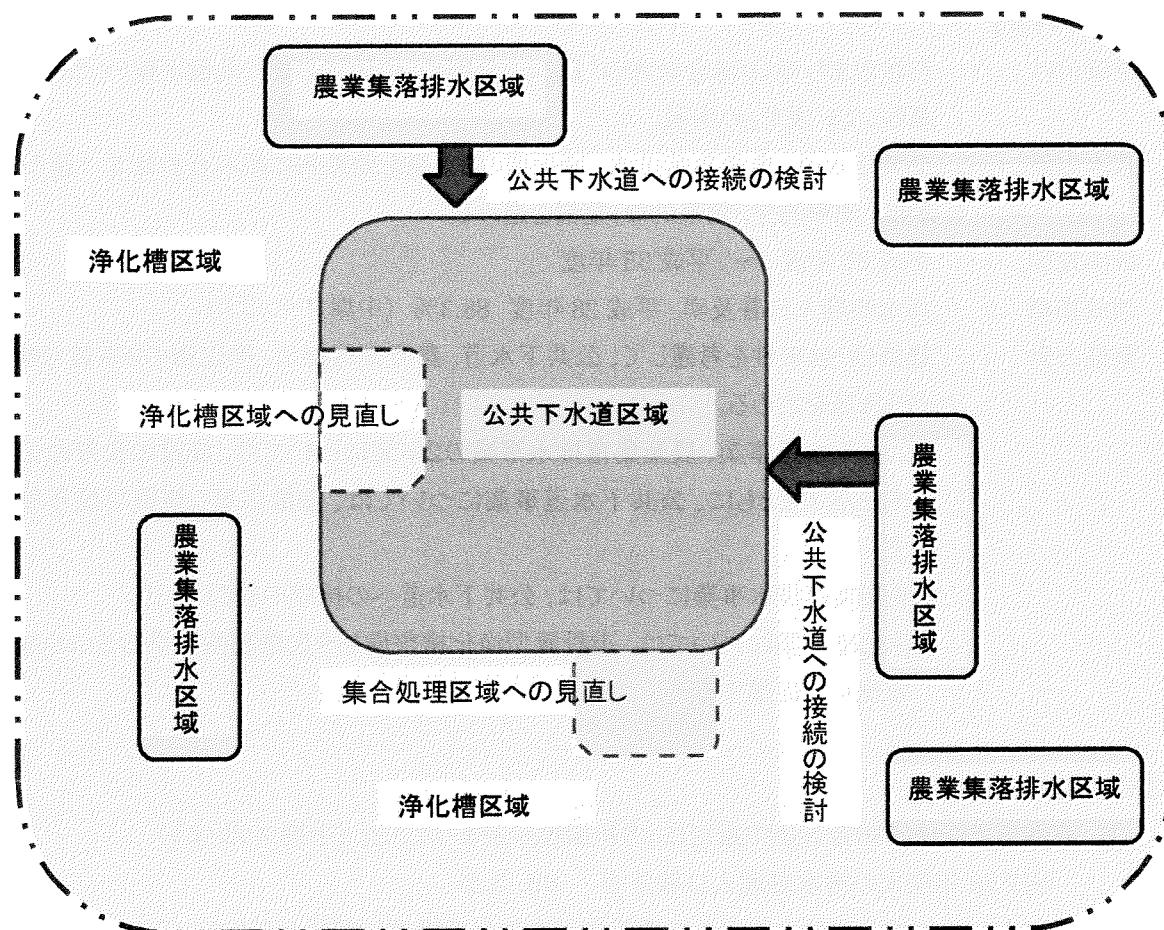
① 集合処理区域と浄化槽処理区域の見直し。

② 公共下水道事業の整備期間の延長（平成33年度を概成目標年次とすること）。

③ 汚水処理施設の長寿命化計画を策定し、効果的な施設管理に取り組むことを新たな項目とする。

④ 水洗化向上対策に取り組むことを新たな項目とする。

## 汚水処理整備計画の概念図



## 花巻市まちづくり総合計画第1期中期プラン（素案）について

### (1) 第1期中期プランとは

昨年9月に策定した『花巻市まちづくり総合計画長期ビジョン（計画期間：平成26年度～平成35年度）』では、5つのまちづくり分野ごとに「目指す姿」と「まちづくりの政策」を定めています。

第1期中期プランは、花巻市まちづくり総合計画に掲げた将来都市像の実現を目指し、本年度から平成28年度までの3年間における「施策の基本的な方向性や数値目標」、「主要事業」、「計画期間中の財政見通し」などを示すものです。

### (2) 中期プランの特徴

中期プランでは、21の基本政策と72の施策についての基本的な方向性や数値目標などを示しているほか、この10年間のなかで戦略的・重点的に取り組むべき4つのテーマを「重点戦略」として設定し、長期ビジョンの5つのまちづくり分野を横断的、有機的に連携しながら施策・事業の重点化を図っていきます。

- 【4つの重点戦略】
- ① 人口減少対策
  - ② 市街地の再生
  - ③ 交流人口の拡大
  - ④ 防災力の強化

### (3) 中期プランの構成

- 第1章 中期プランとは
- 第2章 重点戦略
- 第3章 まちづくり総合計画の体系
- 第4章 まちづくりの基本政策
- 第5章 基盤となる政策
- 第6章 主要事業計画
- 第7章 財政見通し

### (4) 策定スケジュール

5月27日（火）に市議会議員に対し素案説明を行いましたが、今後は、総合計画審議会、地域自治推進協議会及び各地域協議会並びに本庁や各総合支所で市民に説明し、意見をいただく予定です。また、富士大学、岩手大学、岩手県立大学といった各大学からもご意見をいただくなどして、成案を調整していく予定です。

<担当 総合政策部 秘書政策課 24-2111 内線211>

